

鳥取県立米子西高等学校 ICT 活用ポリシー

(目的)

第1条 本ポリシーは、鳥取県立米子西高等学校（以下「学校」という。）において、無線通信ネットワーク（以下「Wi-Fi」という。）、鳥取県教育委員会事務局（以下、「県教委」という。）が運用する Google Workspace for Education（以下「Google Workspace」という。）をはじめとするその他のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）、生徒が個々に学習のために使用する端末（以下「学習用個人端末」という。）、生徒及び教職員等が共用で使用する端末（以下「共用端末」という。）及び教職員が授業等の教育活動で利用する端末（以下「指導者用端末」という。）の適切な運用を図ることを目的とする。

(Wi-Fi の接続)

第2条 学校の Wi-Fi に接続できる者は、原則、鳥取県立米子西高等学校に在籍する生徒及び勤務する教職員並びに学校関係者（以下、「ユーザ」という。）とする。ただし、学校長が認めた場合はこの限りではない。

(利用時間帯)

第3条 学習用個人端末の利用及び Wi-Fi への接続時間帯は、原則、教職員の監督下にある時間帯（午前7時30分から午後5時）とする。ただし、教職員の許可がある場合はこの限りではない。

(情報の取扱制限)

- 第4条 クラウドサービスで扱うことができる情報は、教育活動に係るものとし、「鳥取県教育情報セキュリティ対策基準」及び「鳥取県教育情報セキュリティ実施基準」（令和3年12月14日付第202100169978号教育長通知）に定める機密性2B及び機密性3に該当する情報は取り扱ってはならない。
- クラウドサービスでは、原則、個人情報を取り扱ってはならない。個人情報を取り扱う必要がある場合は、鳥取県個人情報保護条例及び、鳥取県個人情報保護条例施行規則等に基づき適切に取り扱うこと。また、必要に応じ、予め利用目的、取り扱う個人情報の内容などを明確にし、保護者及び本人の同意を得ること。
 - その他の情報の取扱制限については、「鳥取県教育情報通信ネットワークシステム及び県立学校におけるクラウドサービス利用に関するガイドライン」（令和3年3月12日付第202000314846号）に従う。

(利用上の注意)

第5条 ユーザは次の各号に掲げる事項を守り、適切な利用に努めなければならない。

- 学校における端末の利用は、教育活動上に係る場合に限る。
- コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用又は提供してはならない。
- 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
- 他人に対する誹謗中傷に当たる行為を行ってはならない。
- 閲覧及びダウンロードした情報の著作権の保護に注意すること。
- データ送受信の際には、ネットワークに過度の負担を与えないようデータ容量に注意すること。
- 学習用個人端末については、原則、学校の電源を用いて充電を行ってはならない。
- 教職員、生徒の写真や動画・音声などを、本人の許諾なく撮影・録音したり、その情報を Web 上にアップロードする行為を行ってはならない。
- その他、情報モラルについて留意すること。
- その他、学校が禁止又は不適切と判断する行為を行ってはならない。
- その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為を行ってはならない。

(利用の制限)

第6条 学校は、ユーザが前項に定める事項に違反した場合又は不適切な利用を行ったと認められる場合は、ユーザの利用を制限又は停止することがある。

(Wi-Fi 接続の管理)

第7条 教室等に設置する Wi-Fi ルーターのパスワードは、毎年4月に変更する。なお、パスワードの漏えい又はその可能性がある場合は速やかに変更すること。また、ユーザは他者にパスワードを漏らしてはならない。

- 2 ユーザが休学、転学、退学及び卒業する場合、ユーザは、学習用個人端末から Wi-Fi 接続情報を削除し、県教委に報告すること。

(端末のセキュリティ対策)

第8条 ユーザは、端末の OS のバージョン又は使用するアプリ等について、動作不良となる場合を除き、常に最新版に更新しておかなければならない。

(Google Workspace の利用)

第9条 生徒は、Google Workspace の使用に当たっては、取得済みのアカウント（ドメイン @g.torikyo.ed.jp）を利用するものとする。当該アカウントが発行されていない生徒（県外からの入学生等）のアカウントの取得に当たっては、学校は、「鳥取県立高等学校における Google Workspace for Education の管理者権限要領」（令和3年2月12日付第202000286072号教育長通知。（以下「管理者権限要領」という。））に定める様式1により鳥取県教育委員会事務局高等学校課長に申請すること。

- 2 生徒が休学、転学及び退学する場合、管理者権限要領に基づく学校管理者は、当該アカウントを適切に管理しなければならない。
- 3 ユーザは、当該アカウントに係る認証ユーザ ID のパスワードを他人に知られることがないように、適切に管理しなければならない。なお、ユーザは、認証ユーザ ID のパスワードが漏えいし、若しくはその可能性がある場合、教職員に報告し、変更しなくてはならない。
- 4 Google Workspace の利用においては、教育活動と判断できない使用は禁止する。なお、教職員はオンライン上で生徒と1対1で私的な対応を行ってはならない。
- 5 Google Workspace で使用するアプリは、コアサービス（Gmail、Classroom、ドキュメント、スプレッドシート、スライド、フォーム、Jamboard 等）と追加サービス（YouTube、Google Earth、Google マップ、Google フォト、Art&Culture 等）とし、追加サービスを使用する場合は、学校は、原則、保護者の同意を得ること。
- 6 Classroom の利用に当たっては、次に掲げることに留意すること。
 - (1) Classroom の開設に当たっては学校においてその必要性を検討し、乱立しないように留意すること。
 - (2) 1つの Classroom には必ず2名以上の教職員を配置し閲覧可能な状態にすること。
 - (3) 教員は、Classroom における課題等の投稿、課題の返却、教科の質問等のやりとりは原則、平日の勤務時間内とする。
- 7 Gmail、チャットの利用に当たっては、次に掲げることに留意する。
 - (1) 生徒が学習活動等で学校外の者にメッセージを送信する際には、必ず Gmail の場合は cc に、チャットの場合はメンバーに教職員を追加すること。
 - (2) 送信前に宛先、本文及び添付ファイルの内容をよく確認し、誤送信の防止に努めること。
- 8 教職員と生徒の Meet の利用に当たっては、原則、教職員の平日の勤務時間内とし、接続時間に配慮すること。

(他のサービスの利用)

第10条 学校はユーザに対して予め明示したクラウドサービスのみ利用を許可するものとする。なお、クラウドサービスの利用に当たっては、必要に応じて個々に当該クラウドサービスの利用規約等に同意した上で利用するものとする。

(研修)

第11条 学校は、ユーザ対象の ICT 活用（端末及びアプリの利用・操作、Wi-Fi 利用、教育活動でのクラウドサービスの利用等）に係る研修を年に1回以上行い、ユーザの ICT 活用スキルや情報モラル等の向上を図ること。

(生徒指導)

第12条 教職員は、随時、生徒が学習用個人端末の利用を適切に行っているかを確認し、必要に応じて指導を行うものとする。

- 2 本ポリシーに定める目的外の使用が確認された場合、又はその恐れがある場合は、必要に応じて学校は通信データ等を入手し、生徒又は保護者同席のもと、目的外に使用した端末を確認した後、教員により適切な指導を行う。
- 3 生徒が端末の利用に当たり、前項の指導に従わない場合又は不適切な動画視聴、盗撮及び不正アクセス等の違法行為が確認された場合は、職員会議等で協議し、学校長が対応を決定する。

(責任事項)

第13条 ユーザは、Google Workspace、その他クラウドサービス、端末及びネットワークの利用に関する不具合や不正利用等を覚知したときは、速やかに教職員に報告するものとする。

- 2 学校は、学習用個人端末の利用に関して、ユーザに生じた損害について一切の責任を負わない。
- 3 学校は、何らかの理由により Google Workspace、その他クラウドサービス、端末及びネットワークがユーザに対して提供されなかった場合においても、そのことによりユーザに生じた損害について一切の責任を負わない。
- 4 学校は、ユーザが使用する端末の利用を通じて得る情報等に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わない。
- 5 学校は、ユーザが使用する端末（当該端末にインストールされているソフトウェアを含む）について一切動作保証を行わない。
- 6 学校は、ユーザが使用する端末の利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わない。
- 7 トラブル原因究明のため、ネットワークシステムの利用状況や履歴、操作やデータ内容、送受信記録は、全てログで管理されており、学校は、ネットワーク管理や生徒指導のために、ログを調査し、捜査機関や外部の専門業者に提供することがある。

(その他)

第14条 このポリシーに定めのないことは、全て学校長が決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日施行
令和5年3月31日改訂